

岩手県告示第827号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定医療機関が診療所又は薬局を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成26年12月5日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
とうごう薬局大船渡店	大船渡市猪川町字中井沢23番地1	平成25年8月16日
気仙歯科クリニック	陸前高田市気仙町字的場6番地1	平成26年10月31日